毎月一回は必ずセルフチェックを行いましょう

飼養衛生管理基準遵守重点項目(9項目)セルフチェックの手引き

:家畜防疫に関する基本的事項

- 3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底
 - 「飼養衛生管理マニュアル」とは
 - ・飼養衛生管理基準の必要な項目について 書いている冊子です。
 - ・農場毎に備える必要があります。



農場見取図 および 黄色部分を 全部記入

表紙をめくった最初がマニュアル部分

3-1 作成

・家保配布の冊子の追加分を記入し完成 OK。



3-2 設置

・農場や牛舎入口に**いつでもみられるように置いてある** OK。



3-3 周知

- ・わかりやすい場所に置いてある。
- ・目に付くところに「周知文」を掲示している。(家保から配布済み)



10 埋却地の確保

「埋却地」

口蹄疫のような伝染病にかかった家畜や汚染させたものは、埋却しなければなりません。埋却地は所有者が確保する必要があります。

のいずれかで確保 OK

自己所有地(自分名義の土地)を確保 自己所有地以外で確保 「合意書」作成



:衛生管理区域への病原体の**侵入防止**

衛生管理区域に入る時

「衛生管理区域」

衛生管理を重点的に実施するため、外部と明確に区分する必要があります。「**畜舎、運動場**」、農場内で使用するエサ、 堆肥、道具の「**保管場所**」、着替えや消毒せずに「**作業者が 行動する範囲**」を網羅する敷地です。

衛生管理区域



15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

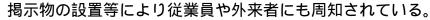
~ のいずれかと が出来ている OK

手指消毒用噴霧器薬用せっけん

専用手袋の使用

*薬用を使用

* ビニール手袋や軍手でも可



・目につくところに「周知文」を掲示している(家保配布)

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

16-1 専用衣服・靴の設置と着用

のいずれかと が出来ている OK。

農場に作業従者人数分の衛生管理区域専用衣服・靴を準備、着用。 自宅で専用衣服・靴を着用し、自宅と農場間を直行・直帰。 掲示物の設置等による従業員や外来者への周知。



・目につくところに「周知文」を掲示している。

16-2 更衣前後の交差汚染防止

~ すべて出来ている OK

更衣前後の衣服が接触しない区分管理。

履替え前後の**靴底の消毒**、動線を介した**交差汚染防止対策**。 更衣の際、**手指の消毒**を行っている。

掲示物等による従業員や外来者への周知。





出入口に**「すのこ」**を置き靴の履き替え 時の靴底の交差を防止します。



出入口手前に**踏込み消毒槽を2つ**置き、 それぞれ「**入る用」「出る用」**に区別し 動線の交差を防止(一方通行)。

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

17-1 消毒設備の設置、使用

動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯等

消石灰帯による消毒の場合 1 週間を目安に散布しましょう。



17-2 乗り入れた車の車内交差汚染

衛生管理区域に乗入れる車両

車両乗車部分の足元は、農場外のいたるところで乗り降りするので、農場内 で乗降する際は、**車内交差汚染対策**が必要になります。

可能ならば、極力農場外に停車し、乗り入れないように。

のいずかと が出来ている OK。

ブーツカバーを着用。

車内に消毒用噴霧器を常備し、乗り降り乗りの際に、靴底の消毒が 適切に行われている(立ち入る者が携帯し実施する場合も同様)。



掲示物等により従業員や外来者にも周知されている。

携帯消毒器の活用

- 1)農場降車前、車内常備の噴霧器で運転してきた靴底を消毒
- 2)専用長靴に履き替える

3)乗車していたフロアーマット、ブレーキペダル ハンドル等(大型車は乗降ステップ)を消毒





: 衛生管理区域内における病原体による**汚染拡大防止**

畜舎に入る時

23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等

更に、**畜舎に入る際**にも対策が必要です(<u>方法は 16 と同じ</u>です <u>)</u>。

~ **のいずれかと が出来ている** OK

手指消毒用噴霧器

薬用せっけん

専用手袋の使用



掲示物の設置等により従業員や外来者にも周知されている。

・目につくところに「周知文」を掲示している

24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒

消毒効果が確実に得られる状態で踏込消毒槽が設置されている

その他の方法で確実に消毒されている



置いてあるだけでなく、**すべての人**が出入りする際に**確実に 消毒**することが重要です。

掲示物の設置等による従業員や外来者への周知。

消石灰乳消毒槽のすすめ 10%石灰乳:水5 に消石灰 0.5kg

: 衛生管理区域外への病原体拡散防止

衛生管理区域から出る時

33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

入る時同様、出る際にも対策が必要です(方法は15 と同じです)。

~ のいずれかと が出来ている OK

手指消毒用噴霧器

薬用せっけん 専用手袋の使用



置いてあるだけでなく、**すべての人**が出入りする際に**確実**に消毒することが重要です。



掲示物の設置等により従業員や外来者にも周知されている。

・目につくところに「**周知文」を掲示**している (家保が配布)

34 衛生管理区域から退出する車両の消毒

車両関係も入る時同様、**出る際**にも対策が必要です(**方法は 1 7 と同じ**です)。

動力噴霧器、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯等

掲示物の設置等による従業員や外来者への**周知**。



